

平成22年度町職員採用試験のお知らせ



第1次試験は、9月19日（日）に実施します

い。郵送の場合は、受験票の返信用として80円切手を張った封筒（宛先、郵便番号を明記）を同封し、「甲佐町職員採用試験申込」と朱書きした封筒に入れて、必ず簡易書留郵便で送付してください。

②インターネットで申し込む場合

試験案内の「インターネット操作方法」に従って申し込みください。

▼願書受付期限

8月13日（金）

※郵送の場合は、8月13日（金）消印有効です。

▼試験日時および会場

・第1次試験

9月19日（日）午前8時30分集合
県立御船高等学校

※試験結果については、10月中旬に

次のいずれにも該当する者
(a)昭和56年4月2日～平成2年4月1日に生まれた者、(b)保健師の資格を有する者または平成23年3月末日までに取得見込みの者

・第2次試験

10月下旬（予定）

※詳細については、第1次試験合格者に通知します。

①受験資格
昭和59年4月2日～平成5年4月1日に生まれた者

▼申し込み手続き

①持参または郵送で申し込む場合

町発行の申込用紙に必要事項を記入し、郵送または持参してください

□ 096-234-1111
(内線221)
町総務課

町総務課 □ 096-234-1111(内線221) □ klg202@town.kosa.lg.jp

■生活習慣見直しのポイント

あなたの日々の生活習慣について、次の5つのポイントで振り返ることで見直しを図り、健康な体づくりをいつも心掛けて、病気を予防しましょう。

①「治療」の前にまずは「予防」

病気を未然に防ぐために、また、万が一の病気を早期発見・早期治療するためにも、1年に1回は、必ず特定健診を受けましょう。

②食生活の見直し

間食は控えめにし、3食きちんと食べる事が基本です。

栄養バランスの良い食事で腹八分を心掛け、お酒はほどほどに楽しみましょう。

④ストレス発散と十分な睡眠

「疲れている」と感じたら、思い切って休養をとりましょう。

趣味を楽しむ、ゆっくりお風呂に入る、音楽を聴くなど、自分なりのストレス解消法を見つけるとともに、睡眠をたっぷりとることも大切です。

⑤症状・状況に合わせた適切な医療機関での受診



適度な運動で体を動かし、無理なく続けましょう

③適度な運動習慣

ウォーキングは、誰にでも手軽に始められる運動です。車を使わずに歩いたり、なるべく階段を使ったりするなど、生活の中で歩くことを意識しましょう。

テレビを見ながらのストレッチや体操など、毎日の生活に体を動かす機会を取り入れることも、無理なく続けることです。

町住民生活課 □ 096-234-1111(内線106) □ klg107@town.kosa.lg.jp

福祉における各種手当や医療費助成について



若草保育園の園児の皆さん（写真はイメージです）

▼ 2級

1人につき月額33,800円

○ 児童扶養手当

【支給対象者】ひとり親家庭などで、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で中度以上の障がいを持つ児童を養育している父か母、または、父母に代わって養育している人

※父または母が重度の障がい者である家庭にも手当が支給されます。

※所得制限・支給要件があります。

※父または母の公的年金の加算対象児童となっている人を除きます。

■ 児童福祉における祝金や手当などに関する制度について

○ 出生児祝金

【支給対象者】出産後1年以上継続して本町に居住することが見込まれる人が出産した第3子以降の出生児

【支給額】1人につき10万円

▼ 児童1人の場合
・全額支給月額 41,720円
・一部支給月額 41,710円

○ 特別児童扶養手当

【支給対象者】20歳未満で、身体または知的・精神に中度以上の障がいを持つ児童を養育している父か母、または、父母に代わって養育している人

※所得制限・支給要件があります。

【支給月額】

▼ 1級
1人につき月額50,750円

【支給月額】

1人につき月額26,440円

○ 障害児福祉手当

【支給対象者】身体または知的・精神に著しく重度の障がいを有するため、日常生活に常時特別の介護を要する在宅の20歳未満の人

※所得制限・支給要件があります。

【支給月額】

1人につき月額14,380円

■ 福祉における医療費助成に関する制度について

○ 重度心身障害者医療費助成

重度の心身障がいを持った人に対しての医療費の助成制度。

【助成対象者】

・身体障害者手帳の1級または2級をお持ちの人

・療育手帳のA1またはA2をお持ちの人

・精神障害者保健福祉手帳の1級をお持ちの人

・精神障害者保健福祉手帳の1級をお持つ人

・精神障害者保健福祉手帳の1級をお持ちの人

・精神障害者保健福祉手帳の1級をお持ちの人

・精神障害者保健福祉手帳の1級をお持ちの人

・精神障害者保健福祉手帳の1級をお持ちの人

・精神障害者保健福祉手帳の1級をお持ちの人

○ ひとり親家庭医療費助成

「ひとり親家庭等」における父または母および児童の健康保持に助力し、もつて就業による経済的自立と家庭生活の安定を図るために、医療費の一部を助成する制度。

【助成対象者】ひとり親家庭の父または母、その人が扶養する児童または父母のない児童

※所得制限があります。

■ 支給要件などを必ず事前に確認して申請してください

各種手当や医療費について支給や助成を受けることを希望する場合は、所得制限や支給要件の内容、支給される金額などについて、必ずご確認ください。

また、支給や助成を受けるために申請が必要です。詳しい内容などについては、お問い合わせください。

▼ お問い合わせ先

・町福祉課

（内線144）

■ 096-234-1111

■ 096-234-0215

■ 県上益城地域振興局福祉課

■ 県健康福祉部少子化対策課

■ 096-381-1111

■ 096-381-1111